平成２３年（フ）第４０号
千葉県市川市鬼高２丁目７番14号　栄荘205号
債務者　周　　大勇
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６５号
千葉県船橋市本町３丁目19番20号　大鳥ハイツ101号
債務者　豊岡三喜雄
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６７号
千葉県市原市八幡2021番地の11
債務者　稲川　雪子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６８号
千葉県市原市鶴舞575　千葉県循環器病センター、住民票上の住所千葉県市原市八幡2021番地の11
債務者　稲川　　稔
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６９号
千葉県市川市新浜１丁目12番15号　バードハイツ201号
債務者　横濱　一美
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７５号
千葉県市川市塩浜４丁目２番43棟405号　ハイタウン塩浜
債務者　齋藤　文五
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８５号
千葉市若葉区東寺山町755番地　県住３棟30502号
債務者　松葉たみ子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１９号
千葉市若葉区東寺山町755番地　県住１棟10704号
債務者　石山　岩夫
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２０号
千葉市若葉区東寺山町755番地　県住１棟10704号
債務者　石山　茂都
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３４号
千葉市稲毛区小仲台７丁目10番８号　小谷ハイツ102号
債務者　鈴木　　勇
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３６号
千葉県市原市岩野見612番地１　相川アパート４号
債務者　鎌田　　稔
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６２号
千葉県船橋市本町３丁目５番24号
債務者　河合乃里子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６７号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番11棟103号
債務者　伊藤美津恵
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１７６号
千葉県船橋市海神４丁目26番７号　ロジュマンＸＯ―206号
債務者　石川　　剛
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４２号
富山県黒部市堀切2095番地２、旧住所富山県富山市上大浦16番地
債務者　髙橋　博行
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第３号
金沢市泉本町４丁目23番地３　グランネスル泉本町414号室
債務者　太田　　誠
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１２号
金沢市小橋町５番７号、従前の住所金沢市間明町２丁目17番地
債務者　坂本　尚平
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
金沢地方裁判所